

【新旧対比表】

現行	改定後
※赤字部分が改定または追加になった箇所です。	
QUICPay 会員規定（個人用）	
第9条 本カード利用方法	第9条 本カード利用方法
1.QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことにより、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。	1.QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うこと <u>で、QUICPay 会員と QUICPay 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay 加盟店に対する支払いを当社に対して委託すること</u> により、QUICPay 加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。 <u>QUICPay 会員が QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いにつき、QUICPay 会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay 加盟店に対して、QUICPay 会員に代わって立替払いを行います。</u>
第11条 債権譲渡の承諾、立替払いの委託	第11条 立替払いの委託
1.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。	1.QUICPay 会員は、 <u>第9条第1項の定めのとおり、QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。</u> 指定本会員は、 <u>当社が QUICPay 会員からの委託に基づき、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとること</u> について予め異議なく承諾するものとします。なお、 <u>QUICPay 加盟店への立替払い</u> に際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。
(1)QUICPay 加盟店が当社に債権譲渡すること。	(1)当社が QUICPay 加盟店に対し <u>立替払い</u> すること。
(2)QUICPay 加盟店が JCB に債権譲渡したうえで、当社が JCB に立替払いすること。	(2)JCB が QUICPay 加盟店に <u>立替払い</u> したうえで、当社が JCB に立替払いすること。
(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に債権譲渡したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。	(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に <u>立替払い</u> したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。
2.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が立替払い契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。	—
(1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。	—
(2)JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が JCB に立替払いすること。	—
(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。	—
3.商品の所有権は、当社が債権譲渡を受けたときまたは立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。	2.商品の所有権は、当社が <u>QUICPay 加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払い</u> をしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されることを <u>QUICPay 会員は承認するものとします。</u>
	<u>3.第1項にかかわらず、当社が、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB または JCB の提携会社と QUICPay 加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。指定本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u>
4.JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)および第2項(2)は適用となりません。	4.JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)は適用となりません。
第13条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等	第13条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等
1.指定本会員および QUICPay 会員は、JCB 等所定の方法により、本規定を解約または QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全 QUICPay 会員が退会した場合には、指定本会員は当然に本規定を解約されます。	1.指定本会員および QUICPay 会員は、JCB 等所定の方法により、QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全 QUICPay 会員が退会した場合には、 <u>当然に指定本会員も退会となります。</u>
2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規定を解約されます。なお、指定本会員が本規定を解約された場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。	2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。
3.QUICPay 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)については当然に会員資格を喪失します。	<u>3.QUICPay 会員は、((4)、(5)または(6)のときは、それに該当する QUICPay 会員をいい、QUICPay 家族会員が(1)、(2)、(3)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該 QUICPay 家族会員のみならず、指定本会員を含む。)以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)、(7)、(8)については当然に会員資格を喪失します。</u>

【新旧対比表】

現行	改定後
	<p>なお、指定本会員は、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、<u>QUICPay 会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払義務を負うものとし</u>ます。また、指定本会員は、<u>QUICPay 会員が QUICPay 会員資格の喪失後に本カードを利用した場合にも支払義務を負うもの</u>とします。</p>
(3)QUICPay 会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。	(3)QUICPay 会員 <u>の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的による本カード利用等 QUICPay 会員</u> による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合
	(7)QUICPay 会員が第 22 条第 1 項で定義する反社会的勢力に該当することが判明した場合。
	(8)QUICPay 会員が、自らまたは第三者を利用して、第 22 条第 1 項で定義する <u>不当な要求行為等を行ったとき。</u>
第 17 条 規定の改定	第 17 条 規定の改定
<p>将来、本規定が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay 会員のいずれかが本カードを利用した場合、JCB 等は、指定本会員およびすべての QUICPay 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。</p>	<p><u>JCB 等は、民法の定めに基づき、QUICPay 会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し（本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます）、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。</u>この場合、JCB 等は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として指定本会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら <u>QUICPay 会員の利益となるものである場合、または QUICPay 会員への影響が軽微であると認められる場合、その他 QUICPay 会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u>なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
第 18 条 個人情報の収集、保有、利用、預託	第 18 条 個人情報の収集、保有、利用、預託
<p>QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、JCB 等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p>	<p>QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、JCB 等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p>
(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。	(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第 7 条に基づき届け出た事項。	①氏名、生年月日、 <u>電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、</u> 性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第 7 条に基づき <u>入会後に</u> 届け出た事項。
(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。	(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、 <u>QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。</u> なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。
②JCB 等事業における宣伝物の送付等、当社、JCB または QUICPay 加盟店（第 2 条に定めるものをいう。）等の営業案内。	②JCB 等事業における宣伝物の送付 <u>または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による</u> 当社、JCB または QUICPay 加盟店（第 2 条に定めるものをいう。）等の営業案内。
	③刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき <u>公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</u>
第 22 条 反社会的勢力の排除	第 22 条 反社会的勢力の排除
	<p><u>1.QUICPay 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JCB 等の信用を毀損し、または JCB 等の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。</u></p>
	<u>2.当社は、QUICPay 会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合</u>

【新旧対比表】

現行	改定後
	<p><u>には、QUICPay 会員等による本カードの入会申込みを謝絶し、本規定に基づく本カードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。本カードの利用を一時停止した場合には、QUICPay 会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードの利用を行うことができないものとします。また、当社は、QUICPay 会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第 13 条第 3 項(7)、(8)の規定に基づき QUICPay 会員資格を喪失させます。</u></p>
	<p><u>3.前項の規定の適用により、QUICPay 会員等に損害等が生じた場合でも、QUICPay 会員等は当該損害等について JCB 等に請求をしないものとします。</u></p>
	<p><u>4.第 1 項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。</u></p>
	<p><u>(1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者。</u></p>
	<p><u>(2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。</u></p>
	<p><u>(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。</u></p>
	<p><u>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。</u></p>
	<p><u>(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。</u></p>
	<p><u>(6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。</u></p>
QUICPay 会員規定（個人用）／QUICPay モバイル特約	
第 9 条 本カード利用方法	第 9 条 本カード利用方法
<p>1.QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことにより、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。</p>	<p>1.QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うこと<u>で、QUICPay 会員と QUICPay 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay 加盟店に対する支払いを当社に対して委託すること</u>により、QUICPay 加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。<u>QUICPay 会員が QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いにつき、QUICPay 会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay 加盟店に対して、QUICPay 会員に代わって立替払いを行います。</u></p>
第 11 条 債権譲渡の承諾、立替払いの委託	第 11 条 立替払いの委託
<p>1.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</p>	<p>1.QUICPay 会員は、<u>第 9 条第 1 項の定めとおおり、QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。</u>指定本会員は、<u>当社が QUICPay 会員からの委託に基づき、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay 加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</u></p>
<p>(1)QUICPay 加盟店が当社に債権譲渡すること。</p>	<p>(1)当社が QUICPay 加盟店に対し<u>立替払い</u>すること。</p>
<p>(2)QUICPay 加盟店が JCB に債権譲渡したうえで、当社が JCB に立替払いすること。</p>	<p>(2)JCB が QUICPay 加盟店に<u>立替払い</u>したうえで、当社が JCB に立替払いすること。</p>
<p>(3)QUICPay 加盟店が JCB の提携会社に債権譲渡したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。</p>	<p>(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に<u>立替払い</u>したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。</p>
<p>2.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が立替払い契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。</p>	<p>—</p>
<p>(1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。</p>	<p>—</p>
<p>(2)JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が JCB に立替払いすること。</p>	<p>—</p>
<p>(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。</p>	<p>—</p>
<p>3.商品の所有権は、当社が債権譲渡を受けたときまたは立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。</p>	<p>2.商品の所有権は、当社が <u>QUICPay 加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払い</u>をしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されることを <u>QUICPay 会員は承認するものとします。</u></p>

【新旧対比表】

現行	改定後
	<u>3.第1項にかかわらず、当社が、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB または JCB の提携会社と QUICPay 加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。指定本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u>
4.JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)および第2項(2)は適用となりません。	4.JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)は適用となりません。
第13条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等	第13条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等
1.指定本会員および QUICPay 会員は、JCB 等所定の方法により、本規定を解約または QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全 QUICPay 会員が退会した場合には、指定本会員は当然に本規定を解約されます。	1.指定本会員および QUICPay 会員は、JCB 等所定の方法により、QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全 QUICPay 会員が退会した場合には、 <u>当然に指定本会員も退会となります。</u>
2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規定を解約されます。なお、指定本会員が本規定を解約された場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。	2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。
3.QUICPay 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)については当然に会員資格を喪失します。	<u>3.QUICPay 会員は、(4)、(5)または(6)のときは、それに該当する QUICPay 会員をいい、QUICPay 家族会員が(1)、(2)、(3)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該 QUICPay 家族会員のみならず、指定本会員を含む。</u> 以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)、(7)、(8)については <u>当然に会員資格を喪失します。</u> なお、指定本会員は、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、 <u>QUICPay 会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払義務を負うものとします。</u> また、指定本会員は、 <u>QUICPay 会員が QUICPay 会員資格の喪失後に本カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</u>
(3)QUICPay 会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。	(3)QUICPay 会員の <u>信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的による本カード利用等 QUICPay 会員</u> による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
	<u>(7)QUICPay 会員が第22条第1項で定義する反社会的勢力に該当することが判明した場合。</u>
	<u>(8)QUICPay 会員が、自らまたは第三者を利用して、第22条第1項で定義する不当な要求行為等を行ったとき。</u>
第17条 規定の改定	第17条 規定の改定
将来、本規定が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay 会員のいずれかが本カードを利用した場合、JCB 等は、指定本会員およびすべての QUICPay 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	<u>JCB 等は、民法の定めに基づき、QUICPay 会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し（本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます）、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB 等は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として指定本会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら QUICPay 会員の利益となるものである場合、または QUICPay 会員への影響が軽微であると認められる場合、その他 QUICPay 会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</u>
第18条 個人情報の収集、保有、利用、預託	第18条 個人情報の収集、保有、利用、預託
QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、JCB 等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。	QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、JCB 等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。	(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第7条に基づき届け出た事項。	①氏名、生年月日、 <u>電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、</u> 性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第7条に基づき <u>入会後に</u> 届け出た事項。
(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。	(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。
②JCB 等事業における宣伝物の送付等、当社、JCB または QUICPay 加盟店（第	②JCB 等事業における宣伝物の送付 <u>または電話・Eメールその他の通信手段等の</u>

【新旧対比表】

現行	改定後
2条に定めるものをいう。)等の営業案内。	<u>方法による</u> 当社、JCB または QUICPay 加盟店 (第2条に定めるものをいう。)等の営業案内。
	<u>③刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</u>
	第22条 反社会的勢力の排除
	<u>1.QUICPay 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者 (以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JCB 等の信用を毀損し、または JCB 等の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為 (以下総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを確約するものとします。</u>
	<u>2.当社は、QUICPay 会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、QUICPay 会員等による本カードの入会申込みを謝絶し、本規定に基づく本カードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。本カードの利用を一時停止した場合には、QUICPay 会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードの利用を行うことができないものとします。また、当社は、QUICPay 会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第13条第3項(7)、(8)の規定に基づき QUICPay 会員資格を喪失させます。</u>
	<u>3.前項の規定の適用により、QUICPay 会員等に損害等が生じた場合でも、QUICPay 会員等は当該損害等について JCB 等に請求をしないものとします。</u>
	<u>4.第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。</u>
	<u>(1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。</u>
	<u>(6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。</u>
QUICPay モバイル特約	
第15条 特約の改定	
将来、本特約が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay モバイル会員のいずれかが本モバイルを利用した場合、JCB 等は、指定本会員およびすべての QUICPay モバイル会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	—
QUICPay 会員規定 (個人用) /QUICPay (nanaco)	
第9条 本カード利用方法	
1.QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことにより、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること (以下「本カード利用」という。)ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。	1.QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うこと <u>で、QUICPay 会員と QUICPay 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay 加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、QUICPay 加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること (以下「本カード利用」という。)ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。QUICPay 会員が QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いにつき、QUICPay 会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、</u>

【新旧対比表】

現行	改定後
	<u>QUICPay 加盟店に対して、QUICPay 会員に代わって立替払いを行います。</u>
第 1 1 条 債権譲渡の承諾、立替払いの委託	第 1 1 条 立替払いの委託
1.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。	1.QUICPay 会員は、 <u>第 9 条第 1 項の定めのとおり、QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。</u> 指定本会員は、 <u>当社が QUICPay 会員からの委託に基づき、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。</u> なお、 <u>QUICPay 加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</u>
(1)QUICPay 加盟店が当社に債権譲渡すること。	(1)当社が QUICPay 加盟店に対し <u>立替払い</u> すること。
(2)QUICPay 加盟店が JCB に債権譲渡したうえで、当社が JCB に立替払いすること。	(2)JCB が QUICPay 加盟店に <u>立替払い</u> したうえで、当社が JCB に立替払いすること。
(3)QUICPay 加盟店が JCB の提携会社に債権譲渡したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。	(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に <u>立替払い</u> したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。
2.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が立替払い契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。	—
(1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。	—
(2)JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が JCB に立替払いすること。	—
(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。	—
3.商品の所有権は、当社が債権譲渡を受けたときまたは立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。	2.商品の所有権は、当社が <u>QUICPay 加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払い</u> をしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されることを <u>QUICPay 会員は承認するものとします。</u>
	<u>3.第 1 項にかかわらず、当社が、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB または JCB の提携会社と QUICPay 加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。指定本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u>
4.JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第 1 項(2)および第 2 項(2)は適用となりません	4.JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第 1 項(2)は適用となりません。
第 1 3 条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等	第 1 3 条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等
1.指定本会員および QUICPay 会員は、JCB 等所定の方法により、本規定を解約または QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全 QUICPay 会員が退会した場合には、指定本会員は当然に本規定を解約されます。	1.指定本会員および QUICPay 会員は、JCB 等所定の方法により、QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全 QUICPay 会員が退会した場合には、 <u>当然に指定本会員も退会となります。</u>
2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規定を解約されます。なお、指定本会員が本規定を解約された場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。	2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。
3.QUICPay 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)については当然に会員資格を喪失します。	<u>3.QUICPay 会員は、((4)、(5)または(6)のときは、それに該当する QUICPay 会員をいい、QUICPay 家族会員が(1)、(2)、(3)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該 QUICPay 家族会員のみならず、指定本会員を含む。)以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)、(7)、(8)については当然に会員資格を喪失します。</u> なお、 <u>指定本会員は、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、QUICPay 会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払義務を負うものとします。</u> また、 <u>指定本会員は、QUICPay 会員が QUICPay 会員資格の喪失後に本カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</u>
(3)QUICPay 会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。	(3)QUICPay 会員の <u>信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的による本カード利用等 QUICPay 会員</u> による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
	<u>(7)QUICPay 会員が第 22 条第 1 項で定義する反社会的勢力に該当することが判明した場合。</u>
	<u>(8)QUICPay 会員が、自らまたは第三者を利用して、第 22 条第 1 項で定義する不当な要求行為等を行ったとき。</u>
第 1 7 条 規定の改定	第 1 7 条 規定の改定

【新旧対比表】

現行	改定後
<p>将来、本規定が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay 会員のいずれかが本カードを利用した場合、JCB 等は、指定本会員およびすべての QUICPay 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。</p>	<p><u>JCB 等は、民法の定めに基づき、QUICPay 会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し（本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます）、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB 等は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として指定本会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら QUICPay 会員の利益となるものである場合、または QUICPay 会員への影響が軽微であると認められる場合、その他 QUICPay 会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</u></p>
<p>第 18 条 個人情報の収集、保有、利用、預託</p>	<p>第 18 条 個人情報の収集、保有、利用、預託</p>
<p>QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、JCB 等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p>	<p>QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、JCB 等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p>
<p>(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。</p>	<p>(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。</p>
<p>①氏名、生年月日、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第 7 条に基づき届け出た事項。</p>	<p>①氏名、生年月日、<u>電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）</u>、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第 7 条に基づき <u>入会後に</u> 届け出た事項。</p>
<p>(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p>	<p>(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p>
<p>②JCB 等事業における宣伝物の送付等、当社、JCB または QUICPay 加盟店（第 2 条に定めるものをいう。）等の営業案内。</p>	<p>②JCB 等事業における宣伝物の送付 <u>または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による</u> 当社、JCB または QUICPay 加盟店（第 2 条に定めるものをいう。）等の営業案内。</p>
	<p>③刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づき捜査関係事項照会その他各種法令に基づき <u>公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</u></p>
	<p>第 22 条 反社会的勢力の排除</p>
	<p><u>1.QUICPay 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JCB 等の信用を毀損し、または JCB 等の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。</u></p>
	<p><u>2.当社は、QUICPay 会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、QUICPay 会員等による本カードの入会申込みを謝絶し、本規定に基づく本カードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。本カードの利用を一時停止した場合には、QUICPay 会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードの利用を行うことができないものとします。また、当社は、QUICPay 会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第 13 条第 3 項(7)、(8)の規定に基づき QUICPay 会員資格を喪失させます。</u></p>
	<p><u>3.前項の規定の適用により、QUICPay 会員等に損害等が生じた場合でも、QUICPay 会員等は当該損害等について JCB 等に請求をしないものとします。</u></p>
	<p><u>4.第 1 項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。</u></p>
	<p><u>(1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者。</u></p>
	<p><u>(2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。</u></p>

【新旧対比表】

現行	改定後
	<u>(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。</u>
	<u>(6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。</u>
QUICPay (nanaco) 特約	
第 1 1 条 本特約の改定	(削除)
将来、本特約が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay (nanaco) 会員のいずれかが QUICPay (nanaco) カードを利用した場合、JCB 等は、指定本会員およびすべての QUICPay (nanaco) 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	—
QUICPay (スピードパスプラス) 会員規定 (個人用)	
第 9 条 本カード利用方法	第 9 条 本カードの利用方法
2.QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等発行会社等所定の操作を行うことにより、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること (以下「本カード利用」という。) ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。	2.QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等発行会社等所定の操作を行うこと <u>で、QUICPay 会員と QUICPay 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay 加盟店に対する支払いを当社に対して委託すること</u> により、QUICPay 加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること (以下「本カード利用」という。) ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。 <u>QUICPay 会員が QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いにつき、QUICPay 会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay 加盟店に対して、QUICPay 会員に代わって立替払いを行います。</u>
第 1 1 条 債権譲渡の承諾、立替払いの委託	第 1 1 条 立替払いの委託
1.QUICPay 加盟店と当社、発行会社または発行会社の提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、発行会社が認めた第三者を経由する場合があります。	1.QUICPay 会員は、 <u>第 9 条第 1 項の定めのとおり、QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。</u> 指定本会員は、 <u>当社が QUICPay 会員からの委託に基づき、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay 加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</u>
(1)QUICPay 加盟店が当社に債権譲渡すること。	(1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。
(2)QUICPay 加盟店が発行会社に債権譲渡したうえで、当社が発行会社に立替払いすること。	(2)JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が JCB に立替払いすること。
(3)QUICPay 加盟店が発行会社の提携会社に債権譲渡したうえで、当社が当該発行会社の提携会社に対して立替払いすること。	(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。
2.QUICPay 加盟店と当社、発行会社または発行会社の提携会社との契約が立替払い契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。	—
(1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。	—
(2)発行会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が発行会社に立替払いすること。	—
(3)発行会社の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該発行会社の提携会社に立替払いすること。	—
3.商品の所有権は、当社が債権譲渡を受けたときまたは立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。	2.商品の所有権は、当社が <u>QUICPay 加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されることを QUICPay 会員は承認するものとします。</u>
	<u>3.第 1 項にかかわらず、当社が、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、発行会社、発行会社の提携会社または発行会社の関係会社と QUICPay 加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。QUICPay 会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u>
4.発行会社が単独で本決済システムを運営する場合、第 1 項(2)および第 2 項(2)	4.発行会社が単独で本決済システムを運営する場合、第 1 項(2)は適用となりませ

【新旧対比表】

現行	改定後
は適用となりません。	ん。
第13条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等	第13条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等
3.QUICPay 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)、(7)については当然に会員資格を喪失します	3.QUICPay 会員は、 <u>((4)、(5)または(6)のときは、それに該当する QUICPay 会員をいい、QUICPay 会員が(1)、(2)、(3)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該 QUICPay 家族会員のみならず、指定本会員を含む)</u> 以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)、(7)、 <u>(8)については当然に会員資格を喪失します。なお、指定本会員は、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、QUICPay 会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払い義務を負うものとします。また、指定本会員は、QUICPay 会員が QUICPay 会員資格の喪失後に本カードを利用した場合にも支払い義務を負うものとします。</u>
(3)QUICPay 会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。	(3)QUICPay 会員の <u>信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的による本カード利用等、QUICPay 会員</u> による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
	<u>(8)QUICPay 会員が、自らまたは第三者を利用して、第22条第2項で定義する不当な要求行為を行ったとき。</u>
第17条 規定の改定	第17条 規定の改定
将来、本規定が改定され、発行会社等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay 会員のいずれかが本カードを利用した場合、発行会社等は、指定本会員および全ての QUICPay 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	<u>JCB 等は、民法の定めに基づき、QUICPay 会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し（本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB 等は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として QUICPay 会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または QUICPay 会員への影響が軽微であると認められる場合、その他 QUICPay 会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</u>
第18条 個人情報の収集、保有、利用、預託	第18条 個人情報の収集、保有、利用、預託
QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、発行会社等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。	QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、発行会社等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。	(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第7条に基づき届け出た事項。	①氏名、生年月日、 <u>電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）</u> 、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第7条に基づき <u>入会後に</u> 届け出た事項。
(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について発行会社または当社に中止を申し出た場合、発行会社等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については会員規約記載の相談窓口へ連絡するものとします。	(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、 <u>QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について発行会社または当社に中止を申し出た場合、発行会社等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については会員規約記載の相談窓口へ連絡するものとします。</u>
②発行会社等事業における宣伝物の送付等、当社、発行会社または QUICPay 加盟店等の営業案内。	②発行会社等事業における宣伝物の送付 <u>または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による</u> 当社、発行会社または QUICPay 加盟店等の営業案内。
	<u>③刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</u>
第22条 確約事項	第22条 確約事項
1.QUICPay 会員等は、QUICPay 会員等が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。	1.QUICPay 会員等は、QUICPay 会員等が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
④暴力団関係企業	④暴力団関係企業 <u>に属する者。</u>
	⑥ <u>テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者。</u>
⑥前各号の共生者	⑦前各号 <u>(前各号を総称して「暴力団員等」という。)</u> の共生者。
2.QUICPay 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。	2.QUICPay 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
	③ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</u>
	<u>5.第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者を</u>

【新旧対比表】

現行	改定後
	<u>いいます。</u>
	<u>(1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。</u>
	<u>(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。</u>
	<u>(6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る</u>
トークン型 QUICPay 特約	
第6条 特約の改定	(削除)
将来、本特約が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay 会員のいずれかがトークン型 QUICPay を利用した場合、JCB 等は、指定本会員および全ての会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	—
QUICPay 会員規定 (クレジット一体型—個人用—)	
第5条 カード利用方法	第5条 カード利用方法
1.会員は、会員規約に定めるショッピング利用として、会員規約に定める方法のほか、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 専用端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことにより、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供等を受けること (QUICPay 利用) ができます。この際、署名をする必要はありません。	1.会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 専用端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うこと <u>で会員と QUICPay 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay 加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、QUICPay 加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること (QUICPay 利用) ができます。この際、署名をする必要はありません。会員が QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、会員の QUICPay 加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay 加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</u>
第7条 債権譲渡の承諾、立替払いの委託	第7条 立替払いの委託
1.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する QUICPay 利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。	1. <u>会員は、第5条第1項の定めのとおり、QUICPay 加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。本会員は、当社が会員からの委託に基づき、QUICPay 会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることを予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay 加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</u>
(1)QUICPay 加盟店が当社に債権譲渡すること。	(1)当社が QUICPay 加盟店に対し <u>立替払い</u> すること。
(2)QUICPay 加盟店が JCB に債権譲渡したうえで、当社が JCB に立替払いすること。	(2)JCB が QUICPay 加盟店に <u>立替払い</u> したうえで、当社が JCB に <u>立替払い</u> すること。
(3)QUICPay 加盟店が JCB の提携会社に債権譲渡したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。	(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に <u>立替払い</u> したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。
2.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が立替払い契約の場合、本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する QUICPay 利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。	—
(1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。	—
(2)JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が JCB に立替払いすること。	—
(3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。	—
3.商品の所有権は、当社が債権譲渡を受けたときまたは立替払いをしたときに当社に移転し、QUICPay 利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。	2.商品の所有権は、当社が <u>QUICPay 加盟店、または JCB の提携会社に対して支払い</u> をしたときに当社に移転し、QUICPay 利用代金が完済されるまで、当社に留保 <u>されることを会員は承認するものとします。</u>
	<u>3.第1項にかかわらず、当社が、会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB または JCB の提携会社と QUICPay 加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u>
4.JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)および第2項(2)は適	4.JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)は適用となりません。

【新旧対比表】

現行	改定後
用となりません。	
第12条 本規定の承認、改定	第12条 本規定の改定
1.会員が、本カードにより QUICPay を利用した場合、 JCB 等は、会員が本規定を承認したものとみなします	<u>JCB 等は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し（本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB 等は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうで、原則として本会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</u>
2.将来、本規定が改定され、 JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員が本カードにより QUICPay 利用をした場合には、 JCB 等は、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	
QUICPay 会員規定（個人用）／提携 QUICPay（nanaco）	
第9条 本カード利用方法	第9条 本カード利用方法
1. QUICPay 会員は、 QUICPay 加盟店において本カードを提示し、 QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことにより、 QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。	1. QUICPay 会員は、 QUICPay 加盟店において本カードを提示し、 QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うこと <u>で、QUICPay 会員と QUICPay 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay 加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、QUICPay 加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）</u> ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。 <u>QUICPay 会員が QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いにつき、QUICPay 会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay 加盟店に対して、QUICPay 会員に代わって立替払いを行います。</u>
第11条 債権譲渡の承諾、立替払いの委託	第11条 立替払いの委託
1. QUICPay 加盟店と当社、 JCB または JCB の提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、指定本会員は、 QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、 JCB が認めた第三者を経由する場合があります。	1. QUICPay 会員は、 <u>第9条第1項の定めのとおり、QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。</u> 指定本会員は、 <u>当社が QUICPay 会員からの委託に基づき、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay 加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</u>
(1) QUICPay 加盟店が当社に債権譲渡すること。	(1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。
(2) QUICPay 加盟店が JCB に債権譲渡したうで、当社が JCB に立替払いすること。	(2) JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうで、当社が JCB に立替払いすること。
(3) QUICPay 加盟店が JCB の提携会社に債権譲渡したうで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。	(3) JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。
2. QUICPay 加盟店と当社、 JCB または JCB の提携会社との契約が立替払い契約の場合、指定本会員は、 QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。	—
(1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。	—
(2) JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうで、当社が JCB に立替払いすること。	—
(3) JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いすること。	—
3.商品の所有権は、当社が債権譲渡を受けたときまたは立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。	2.商品の所有権は、当社が <u>QUICPay 加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されることを QUICPay 会員は承認するものとします。</u>
	<u>3.第1項にかかわらず、当社が、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB または JCB の提携会社と QUICPay 加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。指定本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u>
4. JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)および第2項(2)は適用となりません。	4. JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)は適用となりません。
第13条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等	第13条 QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等
1.指定本会員および QUICPay 会員は、 JCB 等所定の方法により、本規定を解約または QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全	1.指定本会員および QUICPay 会員は、 JCB 等所定の方法により、 QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全 QUICPay 会員が退

【新旧対比表】

現行	改定後
QUICPay 会員が退会した場合には、指定本会員は当然に本規定を解約されます。	会した場合には、 <u>当然に指定本会員も退会となります。</u>
2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規定を解約されます。なお、指定本会員が本規定を解約された場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。	2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。
3.QUICPay 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)については当然に会員資格を喪失します。	<u>3.QUICPay 会員は、((4)、(5)または(6)のときは、それに該当する QUICPay 会員をいい、QUICPay 家族会員が(1)、(2)、(3)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該 QUICPay 家族会員のみならず、指定本会員を含む。)以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)、(7)、(8)については当然に会員資格を喪失します。なお、指定本会員は、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、QUICPay 会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払義務を負うものとします。また、指定本会員は、QUICPay 会員が QUICPay 会員資格の喪失後に本カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</u>
(3)QUICPay 会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。	(3)QUICPay 会員の <u>信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的による本カード利用等 QUICPay 会員</u> による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
	<u>(7)QUICPay 会員が第 22 条第 1 項で定義する反社会的勢力に該当することが判明した場合。</u>
	<u>(8)QUICPay 会員が、自らまたは第三者を利用して、第 22 条第 1 項で定義する不当な要求行為等を行ったとき。</u>
第 17 条 規定の改定	第 17 条 規定の改定
将来、本規定が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay 会員のいずれかが本カードを利用した場合、JCB 等は、指定本会員およびすべての QUICPay 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	<u>JCB 等は、民法の定めに基づき、QUICPay 会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し(本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます)、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB 等は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として指定本会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら QUICPay 会員の利益となるものである場合、または QUICPay 会員への影響が軽微であると認められる場合、その他 QUICPay 会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</u>
第 18 条 個人情報の収集、保有、利用、預託	第 18 条 個人情報の収集、保有、利用、預託
QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員(以下併せて「QUICPay 会員等」という。)は、JCB 等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。	QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員(以下併せて「QUICPay 会員等」という。)は、JCB 等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。	(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第 7 条に基づき届け出た事項。	①氏名、生年月日、 <u>電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)</u> 、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第 7 条に基づき <u>入会后</u> に届け出た事項。
(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。	(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。
②JCB 等事業における宣伝物の送付等、当社、JCB または QUICPay 加盟店(第 2 条に定めるものをいう。)等の営業案内。	②JCB 等事業における宣伝物の送付 <u>または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による</u> 当社、JCB または QUICPay 加盟店(第 2 条に定めるものをいう。)等の営業案内。
	<u>③刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</u>
	第 22 条 反社会的勢力の排除
	<u>1.QUICPay 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国</u>

【新旧対比表】

現行	改定後
	政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJCB等の信用を毀損し、またはJCB等の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。
	2.当社は、QUICPay 会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、QUICPay 会員等による本カードの入会申込みを謝絶し、本規定に基づく本カードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。本カードの利用を一時停止した場合には、QUICPay 会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードの利用を行うことができないものとします。また、当社は、QUICPay 会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第13条第3項(7)、(8)の規定に基づき QUICPay 会員資格を喪失させます。
	3.前項の規定の適用により、QUICPay 会員等に損害等が生じた場合でも、QUICPay 会員等は当該損害等について JCB 等に請求をしないものとします。
	4.第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
	(1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者。
	(2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
	(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。
	(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。
	(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
	(6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。
提携 QUICPay (nanaco) 特約	
第11条 本特約の改定	(削除)
将来、本特約が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に一体型カード会員のいずれかが一体型カードを利用した場合、JCB 等は、指定本会員およびすべての一体型カード会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	—
QUICPay 会員規定 (法人用)	
第9条 本カードの利用方法	第9条 本カードの利用方法
1.QUICPay 会員（適用会員規約が会員規約（使用者支払型法人用）である場合は、QUICPay 使用者に限る。以下本条において同じ。）は、QUICPay 使用者が QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことにより、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。	1.QUICPay 会員（適用会員規約が会員規約（使用者支払型法人用）である場合は、QUICPay 使用者に限る。以下本条において同じ。）は、QUICPay 使用者が QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことにより、 <u>QUICPay 会員と QUICPay 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay 加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、QUICPay 加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。QUICPay 会員が QUICPay 加盟店において本カードを利用したことにより、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いにつき、QUICPay 会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay 加盟店に対して、QUICPay 会員に代わって立替払いを行います。</u>
第17条 規定の改定	第17条 規定の改定
1.将来、本規定が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay 会員のいずれかが本カードを利用した場合、JCB 等は、指定法人会員およびすべての QUICPay 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	1.本規定は、 <u>QUICPay 会員と JCB 等との一切の契約関係に適用されます。JCB 等は、民法の定めに基づき、QUICPay 会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し（本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含む）、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB 等は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうで、原則として QUICPay</u>
2.前項にかかわらず、適用会員規約が会員規約（使用者支払型法人用）の場合、	

【新旧対比表】

現行	改定後
<p>将来、本規定が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay 使用者が本カードを利用した場合、指定法人会員および当該 QUICPay 使用者が当該改定内容を承認したものとみなします。</p>	<p>会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または QUICPay 会員への影響が軽微であると認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
<p>第18条 会員情報の収集、保有、利用、預託</p>	<p>第18条 会員情報の収集、保有、利用、預託</p>
<p>1.QUICPay 会員および QUICPay 入会申込者等（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、JCB 等が自己の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p>	<p>1.QUICPay 会員および QUICPay 入会申込者等（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、JCB 等が自己の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p>
<p>(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供ならびに本決済システムを含む当社もしくは JCB または JCB 等との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④の会員情報を収集、利用すること。</p>	<p>(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供ならびに本決済システムを含む当社もしくは JCB または JCB 等との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④の会員情報を収集、利用すること。</p>
<p>②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、QUICPay 使用者および QUICPay 使用者となろうとする者が本入会申し込み時および第 7 条等に基づき届け出た事項。</p>	<p>②氏名、生年月日、<u>電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる。）</u>、性別、住所、QUICPay 使用者および QUICPay 使用者となろうとする者が本入会申し込み時および第 7 条等に基づき <u>入会後に</u> 届け出た事項。</p>
<p>(2)以下の目的のために、前号①②③④の会員情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号②に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号③に定める営業案内等について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p>	<p>(2)以下の目的のために、前号①②③④の会員情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号②に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号③に定める営業案内等について JCB または当社に中止を申し出た場合、JCB 等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p>
<p>③JCB 等事業における宣伝物の送付等、当社、JCB または QUICPay 加盟店等の営業案内。</p>	<p>③JCB 等事業における宣伝物の送付 <u>または電話・E メールその他の通信手段等の方法による</u> 当社、JCB または QUICPay 加盟店等の営業案内。</p>
	<p><u>④刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づき捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</u></p>
<p>2.適用会員規約が会員規約（使用者支払型法人用）または会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の場合、QUICPay 使用者は、指定法人会員が QUICPay 使用者管理業務、経費処理業務、第 12 条に定める債務弁済業務および本規定に基づく業務ならびにこれに付随するその他の業務を円滑に行うために、各業務の遂行に必要な範囲で、QUICPay 使用者に係る以下の各号の情報を当社または JCB が指定法人会員に通知することに同意します。</p>	<p>2.適用会員規約が会員規約（使用者支払型法人用）または会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の場合、QUICPay 使用者は、指定法人会員が QUICPay 使用者管理業務、経費処理業務、第 12 条に定める債務弁済業務および本規定に基づく業務ならびにこれに付随するその他の業務を円滑に行うために、各業務の遂行に必要な範囲で、QUICPay 使用者に係る以下の各号の情報を当社または JCB が指定法人会員に通知することに同意します。</p>
<p>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、QUICPay 使用者および QUICPay 使用者になろうとする者が本入会申し込み時および第 7 条等に基づき届け出た事項。</p>	<p>①氏名、生年月日、<u>電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる。）</u>、性別、住所、QUICPay 使用者および QUICPay 使用者になろうとする者が本入会申し込み時および第 7 条等に基づき届け出た事項。</p>
<p>QUICPay モバイル特約（法人用）</p>	
<p>第15条 特約の改定</p>	<p>(削除)</p>
<p>1.将来、本特約が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay モバイル会員のいずれかが本モバイルを利用した場合、JCB 等は、モバイル指定法人会員およびすべての QUICPay モバイル使用者が当該改定内容を承認したものとみなします。</p>	<p>—</p>
<p>2.前項にかかわらず、適用会員規約が会員規約(使用者支払型法人用) の場合、将来、本特約が改定され、JCB 等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay モバイル使用者が本モバイルを利用した場合、モバイル指定法人会員および当該 QUICPay モバイル使用者が当該改定内容を承認したものとみなします。</p>	<p>—</p>